

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成27年8月25日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例（平成26年岡山県条例第26号。以下「基準条例」という。）の第31条の第2項で記録を整備しその完結の日から5年間保存しなければならないとあるが条例施行時すでに保存中の記録（現存記録）は5年保存すべきであるものであることがわかるもの」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「基準条例の第31条の第2項で記録を整備しその完結の日から5年間保存しなければならないとあるが条例施行時すでに保存中の記録（現存記録）は5年保存すべきであるものであることがわかるもの」を特定し、これについては、作成していないため、保有していないことを理由に本件処分を行い、平成27年9月4日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成27年10月5日付けで、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成27年10月14日、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る異議申立てについて諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している異議申立て

の理由は、おおむね次のとおりである。

平成26年4月1日に基準条例で記録保存期間が5年間になった。経過措置としてその日から2年遡り平成24年4月1日以降に完結した文書は5年保存である。その根拠は、実際に介護現場は現存記録の保存は5年間保存で動いており、実態がそういうことになっているという感触を得たからである。岡山県以外の自治体の運用についての資料をインターネットで見たが、ほとんどそうになっている。また、他の自治体や事業所の担当者からも5年間保存であるという証言を得ている。

これらのことから、条例施行時点で保存中の記録は5年間保存であるというのは公知の事実であり、条例施行日以前に完結した記録は2年間保存であるという実施機関の説明は虚偽なので、保存中の記録（現存記録）は5年間保存すべきであるものであることがわかるものが存在するはずである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準は、従前は「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「基準省令」という。）」に定められていたが、平成24年度の介護保険法（平成9年法律第123号）の改正に伴い、県の条例で定めることとされた。このため、岡山県では国が定める基準省令を基に基準条例を定め、平成26年3月20日に公布、平成26年4月1日から施行した。

基準条例は原則基準省令を踏襲して制定しているが、県独自の基準も設けており、その一つが「記録の整備」に関することである。基準省令では「指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない」とあるところを、基準条例では「指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない」としている。

そして、基準条例の5年間保存が適用されるのは、基準条例が施行された平成26年4月1日以降に完結した記録であり、平成26年3月31日以前に完結した文書は基準省令の適用を受けることとなる。

仮に、基準条例施行前に完結し、基準条例施行時その保存期間が満了していない記録の保存年限を5年間として取り扱うならば、遡及適用となるため、経過措置を基準条例の中で定める必要があるが、経過措置を記載した条文はない。

また、平成26年3月20日付けで各指定居宅介護支援事業者等宛てに発出した「介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等について（通知）」や、平成26年2月から3月の間で介護保険サービス事業者を集めて実施した集団指導における説明資料においても、条例施行時点で保存中の記録については5年間保存するという遡及適用の経過措置については、全く記載していない。

なお、介護を行う事業者としては、文書の保存年限が完結日によって2年と5年で

異なることが煩雑なので、実際には一律に5年保存としているところも多々あると聞いている。しかし、今回の開示請求の内容が、基準条例の解釈やその運用等において、同条例施行時既に保存中の記録は5年間保存すべきものであることが分かる公文書ということなので、実施機関としては、当該公文書については作成していないし、保有もしていない。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、「基準条例の第31条の第2項で記録を整備しその完結の日から5年間保存しなければならないとあるが条例施行時すでに保存中の記録（現存記録）は5年保存すべきであるものであることがわかるもの」である。

2 本件対象公文書の存否について

異議申立人は、実際に介護現場は基準条例施行時に保存中の記録について5年間保存で動いており、また、岡山県以外の自治体の当該記録の運用についてインターネットで見たが、ほとんど5年間保存となっていることから、平成24年4月1日以降に完結した文書の保存年限は、経過措置として基準条例の施行日から2年遡って5年保存であり、その旨を書いた県の書面があるはずだと主張する。

一方、実施機関は、基準条例で定める5年間保存の適用となるのは、同条例が施行された平成26年4月1日以降に完結した記録であり、施行前に完結した記録の保存年限は基準省令に定める2年間であると主張する。そして、基準条例施行前に完結した記録についての保存年限を5年間とするためには、遡及適用の経過措置を基準条例の中で定める必要があるが、経過措置を記載した条文はなく、遡及適用することを想定していないため、本件対象公文書は存在しないと主張しているため、本件対象公文書の存否について以下検討する。

基準条例附則には、「この条例は、平成26年4月1日から施行する」と定めているだけで、異議申立人が主張する経過措置は規定されていない。これは、県としては、基準条例の制定当初から、同条例が施行された平成26年4月1日以降に完結した記録については5年間保存であり、同条例施行以前に完結した記録については2年間保存であるとし、施行前に完結した記録について遡及適用しないこととしていたことを示すものと考えられ、このことは、同条例施行の際に指定居宅介護支援事業者等に宛てた通知文において、同条例施行前に完結した記録の取扱いについての記載をしていないことや、基準条例の施行前に介護サービス事業者を集めて開催した集団指導でも、同条例施行前に完結した記録の取扱いについての説明を行っていないという実施機関の陳述からも推察できる。

また、実際に介護現場では現存記録は5年間保存とされているとの異議申立人の主張については、上述のとおり、県が条例施行時既に保存中の記録を5年間保存とする運用を指導した形跡はなく、現場としてはそれぞれの文書の保存年限が完結日によって2年と5年で異なることが煩雑なので、各事業者の判断で保存年限を一律に5年間

としている場合もあるとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

さらに、異議申立人は、他の自治体において「条例施行日以前に完結し条例施行日以降も保存中の記録は5年間保存である」と遡及適用している例を挙げているが、条例の制定やその解釈・運用については各々の自治体が独自に定めるものであり、その取扱いが異なることもあり得る。

これらのことから、本件対象公文書は作成していないため、保有していないという実施機関の説明に特段の不自然・不合理な点があるとは認められない。

3 結論

以上により、実施機関が公文書非開示決定をした本件処分については、妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年10月14日	実施機関から諮問を受けた。
平成27年10月22日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。
平成27年12月21日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成28年1月15日 (審査会第2回目)	実施機関及び異議申立人の意見陳述の聴取を行った。
平成28年2月17日 (審査会第3回目)	事案の審議を行った。
平成28年3月11日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成28年3月31日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院社会文化科学 研究科教授	
会長職務代理者 桑 島 幹 雄	弁護士	
井 田 千津子	弁護士	
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
釜 瀬 司	社会福祉法人 吉備の里理事長	
武 井 祐 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	